

＜JIS マーク表示制度に関する解釈集＞

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

鉄鋼・非鉄金属⑬ JIS Q 1013 の対象 JIS の、初回の審査又は定期的な認証維持審査におけるサンプリングの「代表性」について

2011 年 7 月 27 日
JIS 登録認証機関協議会

設 問

例えば、初回製品試験において、「サンプルは認証の対象となる鉱工業品等の製造又は加工の工程を代表するものでなければならない」（以下、このことを「代表性」と総称する）が、それは製造実績の多い製品から試験対象をサンプリングして、試験に供することになると理解している。

一方、登録認証機関から、性能基準の厳しい製品を準備するよう要求されることがあり、申請者の考えているサンプリング対象製品又はグレード（製造実績の多い製品又はグレード）と登録認証機関がサンプリング対象として求めるものが必ずしも一致せず、製品試験のサンプル選択の考え方を明らかにしていただきたい。特に、厳格な性能基準を規定するグレードが必ずしも代表性を有するとは言えないのではないかと考えるが、どうか。

解 釈

本設問に対する考え方も、「鉄鋼・非鉄⑫」に対する解釈と同様である。

- (1) 設問の内容は、「『代表性』とは何か」に帰着するが、サンプリングする製品の寸法等に関しては、基本的には生産量の多いものを主として製品試験を行うことが多いのは事実である。
- (2) しかしながら、「生産量の多いグレード群」が、申請者が認証を取得希望又は取得している全グレードの性能を網羅規定しているとは限らない場合があり、その場合は、取得希望又は取得しているグレードの中から、例えば全ての性能が規定されているグレード（結果的に厳格なグレードであることが多い）をサンプリング対象とし、製品試験することで、認証を取得希望又は取得している全グレードが規定する性能の検証を漏れなく行うことが可能となる場合がある。
- (3) 厳格なグレードをサンプリングする場合は、まず第一義的にこの考え方の適用の必要性を検討した結果、そのようなサンプル選択結果となっているのであり、自動的に厳格なグレードをサンプリングしているわけではない。
- (4) なお、定期審査において、サンプリング対象となるグレードの製造実績が長期にわたって無く、審査当日にサンプリングが不可能な場合の対応の考え方に関しては、「鉄鋼・非鉄⑪」の解釈を参照していただきたい。

以 上